平成２６年第１回大仙市教育委員会定例会会議録

平成２６年第１回大仙市教育委員会定例会を平成２６年１月２９日（水）午後２時から大仙市立大曲図書館３階視聴覚室において開催した。

出席委員

物　部　長　仁
富　樫　佳　典
伊　藤　　良
三　浦　憲　一

説明員

教育指導部長	小笠原　　晃
生涯学習部長	佐　藤　裕　康
教育総務課長	佐　藤　彰　洋
教育指導課長	千　田　寿　彦
教育研究所長	須　田　百合子
生涯学習課長	山　谷　喜　元
文化財保護課長	細　川　良　隆
スポーツ振興課参事	伊　藤　優　俊
学校給食総合センター所長	鈴　木　喜　一
総合図書館長	邑　山　兼　光
総合市民会館長	羽根川　和　雄
花館公民館長	千　葉　信　夫
神岡中央公民館長	石　山　雄　康
西仙北中央公民館長	三　浦　廣　一
中仙公民館主幹	澤　田　　優
協和公民館長	加　藤　恭　造
南外公民館長	佐　藤　政　利
仙北公民館長	小　松　　徹
太田公民館長	小　松　孝　勝

書記

教育総務課参事	大　河　洋　子
教育総務課主幹	田　口　広　龍

付 議 案 件

(1)　議案第１号　大仙市いじめ防止等のための基本方針について　　（教育指導課）

(2)　議案第２号　大仙市学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について　　（学校給食総合センター）

(3)　議案第３号　大仙市立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について　（教育指導課）

(4)　議案第４号　大仙市立小中学校事務共同実施組織運営規程の制定について　（教育指導課）

(5)　議案第５号　大仙市立小中学校事務共同実施推進協議会設置要綱の制定について　（教育指導課）

物部委員長
（開会の挨拶）
（書記の指名）
（前回会議録を承認することについて、会議に諮り、承認された。）
早速、教育長報告に入らせていただきます。三浦教育長、お願いいたします。

三浦教育長
（資料により教育長報告を行った。）

物部委員長
ありがとうございました。続いて、各部署から事務事業・行事報告をしていただきます。

各課・所・館長
（資料により教育委員会各部署から事務事業・行事報告を行った。）

物部委員長
ありがとうございました。以上、教育長報告をしていただきました。
ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御質問等ございましたら、お願いいたします。

富樫委員
学校視察では４５０名が全国から訪れているとの報告でしたが、大仙市から視察に出かけられている先生は、どちらにどれくらいの人数がいるのでしょうか。

教育指導課長
本市から出掛ける場合は、予算の関係もあります。西仙北小学校の研究主任が、八戸市教育委員会から研修会の講師を依頼されて出掛けましたし、大曲中学校の数学教育専門官は、京都の中丹教育局から研修会の講師を依頼されて出向いております。先日は、塩釜市に縁のある教員が、塩竈市に出向きまして模擬授業を行ってきました。このような教員の派遣依頼に対しては応じております。

富樫委員
予算も限られているとは思いますが、いろいろな所で勉強することで先生方の意識も高まり、また違う目で授業を行うことが出来ると思われますので、どうかどしどし外に出していただいて、勉強していただきたいと思います。よろしくお願いします。

教育指導課長
ありがとうございます。
研究指定校に当たっている学校では、先進地視察予算を組み込めることになっていますので、それを使って先進地等を視察に行っている学校もあります。

物部委員長
　視察に行っている学校は、結構あるようですね。
　ほかに、ございませんか。

伊藤委員
　教育長さんからもお話しがありましたが、これからのブータンとの交流について、どのような交流を考えているのでしょうか。来年も米を贈るのか、秋田の特産品を贈るのか、それとも人の交流にするのか、そういうことを含めて検討されるのでしょうか。ブータンは幸福の国ですので、我々も幸福になれるような交流になればよいと考えます。

三浦教育長
　そうですね。小学生は体験学習として米を作っていますので、贈ることになったわけです。お話しを伺いますと秋田大学にブータンから留学生がきているので、その方からも作業体験をしていただき交流に繋げたいとも考えているようです。私たちは国王直筆の感謝の手紙が届いたということに大変驚きました。ブータンは英語の国ですので、何かあった時には英語も使えるように、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

伊藤委員
　数年前にニュースで見たのですが、日本で初めてブータンと国際交流したのが、秋田大学だそうですね。その後、大学同士でも交流を続けていると聞きました。

三浦教育長
　そうですね。是非、繋げていきたいものですね。

物部委員長
　ほかに、ございませんか。

各委員（なし）

物部委員長
　それでは、次第の４番、付議案件に入ります。
　議案第１号大仙市いじめ防止等のための基本方針について、教育指導課長、お願いします。

教育指導課長
　それでは、議案第１号大仙市いじめ防止等のための基本方針について、御説明申し上げます。会議資料の１１ページから１６ページまでとなります。
　本議案は、平成２５年６月２８日に「いじめ防止対策推進法」が公布され、同年９月２８日に施行されたことを受け、同法第１１条の規定に基づき、文部科学大臣が「いじめの

防止等のための基本的な方針」を１０月１１日に定めたことを踏まえ、市内の各小・中学校が同法第１３条に基づく学校の基本方針を定める拠り所とするため、同法第１２条の規定により本市においても新たにいじめ防止等のための基本方針を制定するものです。秋田県教育委員会においても、同法第１２条の努力規定に基づき「秋田県いじめ防止等のための基本方針」を１２月２６日に定めたことにより、県の方向性も踏まえて作成することができました。

本市においては、これまでも、教師、児童生徒、保護者向けの啓発資料として市教育委員会の方針等を示すとともに、取組のチェックポイントなども具体的に提示しており、本法律の趣旨及び国・県の動向等を踏まえ、各学校において適切な方針が策定され、効果的な取組が実践されるよう、これまで提示してきた資料等を踏まえて、改めて策定するものです。

それでは、１２ページから基本方針の内容について、順に説明いたします。

策定の趣旨及び１の基本的な考え方は、国や県の理念や構成を踏襲しておりますが、本市が目指す姿や重点として取り組んでいる事項として、趣旨、克服に向けた基本的な方向、いじめ防止、早期発見、対処、家庭・地域・関係機関との連携などのそれぞれの在り方を盛り込みました。

２の具体的な取組においては、心を育む体験活動や道徳教育、そして、子ども自身の主体的な活動の重視などをはじめ、教員の研修、啓発、インターネット等を通じてのいじめへの対処などに取り組むことを示しております。また、法律第２２条の規定に基づき、学校の要請に応じて、専門知識を有する外部人材を派遣したり、必要に応じていじめ防止等の対策を実効的に行う組織を立ち上げたりすることも規定し、そのための経費等については、当初予算に要望しているところであります。

さらに、学校における取組については、各学校が法律及び国・県・市の基本方針に基づいて、適切な基本方針を定めるとともに、実効性のある取組がなされるよう、基本となる事項を示しております。ほとんどが、現在取り組んでいることでありますが、法律に基づく校内組織、国・県の方針に基づく事実確認から教育委員会への報告、子どもや保護者への対応、関係機関との連携、発達障害等のある子どもへの対応など、体系的に構成しております。

３の重大事態への対処については、国・県の方針を踏まえ、市教育委員会が主体的に対応すべき内容を示しております。

内容としては、重大事態の認定、調査組織の設置、報告の義務、調査の主体、組織の構成、公平性・中立性の確保、調査の方法、調査結果の取扱いなどとなっており、重大事態に至った要因、経過等を分析し、事態への適切な対処と再発防止策を講ずることを規定しております。

本基本方針は、教育委員会の承認をもって制定とし、その日から施行することとしております。

本市におきましては、各学校には些細な事案でも市教育委員会に報告することと、認知したいじめ事案の確実な解消に取り組むことをお願いしており、幸い、重大事態に至るいじめは認知されておりません。各学校が今後一層効果的な防止策や早期発見、早期対応に努め、認知したいじめが確実に解消され、子どもたちにとって明るく楽しい学校づくりが

進められることを願って、本基本方針を作成いたしました。
　以上、説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

物部委員長
　委員の皆様、よろしいでしょうか。

伊藤委員
　私は、いつも疑問に思っていることがあります。
　いじめとは、何をいうのか。いたずらはどう違うのか。私が子どもの頃、学校でいたずらはありましたが、それは、後で笑って話せる、争いにならない、わだかまりが残らないというものでありましたので、いじめというものではなかったと認識しています。今のいじめは、警察沙汰になるような、犯罪にまでエスカレートしてしまうようなものもあります。学校教育の中で、子どもたちにこういうことをすると犯罪なんだよということを、道徳教育でしっかりと理解させることが、とても大事なことであると感じます。

物部委員長
　とても、革新的な重要なお話しです。この辺りがポイントになりますね。
　教育指導課長、どうですか。

教育指導課長
　法律では、いじめの定義というのが第２条にあります。基本的には、いじめを受けたと被害者側が訴えてきたものは、全て捉えてあげるという姿勢がないと、後で大ごとになります。とにかく早期発見に努めることが一番でありまして、どこにでも起こり得るし在り得るという姿勢で臨んでいく、しかし絶対に許さないという意識を、教師にしっかりと持たせるということが重要であります。
　これまでも、各学校には具体的なチェックポイントを示した資料等を出して、校内研修などで生かしてもらっておりますし、常に教師側が、些細なことでも大事に捉えていくという姿勢が重要であると考えております。一方で、人と人との関わり合いが苦手な子どもたち､そういう体験が不足している子どもたちは都会に限らず地方も同様でありますので、体験的な活動の時間や子どもたちが自主的にいじめをなくそうと動く姿勢を大切に、体で理解してもらいながらも教師の目はしっかりと見ていこうということであります。
　そして、保護者にも学校の方針をしっかりと理解していただき、協力していただくことが大事であります。方針を出しっぱなしではなく、実効性のあるものとして生かしていきたいということから、このたび、改めて策定したものであります。

物部委員長
　どうでしょうか。

富樫委員

このような方針があれば、何かあったときにいち早く動けるマニュアルとして活用できます。伊藤委員がおっしゃるように、子どもの頃は悪ふざけで友達をからかっていたもので、それがいじめだとも思わず過ごしていました。どこからが悪ふざけでどこからがいじめかが分らずにいる子どもたちもいると思います。

先生たちには、常日頃から子どもたちとの交流を深めていただいて、何かあったら些細な事でも先生に言いやすい、先生方も何かあったら校長先生に相談できる、教育委員会に相談できるというように､風通しの良い学校であり職場であるように努めていただきたい。何かあっても、早期に対応できれば重大なことにはなりませんので、どうか、早期対応ができるような学校と職場の環境づくりに努めていただきたいと思います。

物部委員長

ほかにございませんか。

委員（なし）

物部委員長

それでは、議案第１号大仙市いじめ防止等のための基本方針については、原案のとおり定めることとします。

次に、議案第２号大仙市学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、学校給食総合センター所長、お願いします。

学校給食総合センター所長

それでは、１７ページを御覧願います。

議案第２号大仙市学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。

１８ページを御覧ください。

改正内容の説明は、資料ナンバー５の新旧対照表でいたします。

１ページの第２条第２項の左側の朱書き部分を削るものであります。これは、合併時大曲学校給食センターの事務分掌は、学校給食総合センターが事務処理しておりましたが、平成１９年４月から現在の内小友字山根に大曲、南外の統合した新しい給食センターが出来たことにより、本来、その時点で削るべきものでした。今回、分掌事務の整理を行うものです。

新旧対照表の６ページを御覧願います。別表は、食費１食当たりの負担額です。平成２６年４月１日から消費税が５％から８％に引き上げられることから、これまでの小学校の児童と職員の２５０円、中学校の生徒と職員の２８０円を、それぞれ平成２６年４月１日から小学校２７０円、中学校３００円と、それぞれ２０円引き上げるものであります。

給食費の引上げの理由として、資料ナンバー４で御説明いたしますので御覧願います。

消費税の引上げ、原材料費も年々増加傾向にあることから、安全安心でおいしい給食の提供を図るためには、平成１８年度から据え置いている学校給食費の単価を先ほど申しました額に引き上げるものです。また、引上げは、児童、生徒、園児に大仙市産をはじめ地

場産の食材を活用することで、より安全安心でおいしい給食の提供を目的とするものです。
　現状として、平成２０年度に秋田市を含め７市町村１２施設のセンターで低いところで１０円、高いところで２０円、県平均では４円上昇、平成２１年度には横手市を含め８市町村２０施設のセンターで、低いところで５円、高いところで３０円、県平均で小学校５円、中学校で６円上昇、物価上昇を理由に給食費の単価を見直しております。サラダ油、バター、小麦、とうもろこし等の単価高騰、また、牛乳、主菜としての使用頻度の高い肉類、魚介類、卵等の購入単価も年々上昇しております。学校栄養職員の努力で、現在は学校給食のクオリティ、つまり安価な外国食材の使用を控えておりますが、このまま原材料の購入価格が上昇を続けると、現在のクオリティが保たれなくなることが想定されます。
　次のページのグラフ１は、学校給食用物資購入価格推移調べ６０から７０品目の１ｋｇの平均単価です。平成２０年度と平成２５年度を比較しますと８３円の増、率にしますと１０．３２％の増です。
　３ページのグラフ２は、上が小学校、下が中学校の給食単価を主食、牛乳、副食を平成１８年度から２５年度までを表したものです。主食、牛乳の価格が上がることにより副食に向ける額が下がることになります。
　４ページのグラフ３ですが、これは平成２０年度からの物価上昇率を加味し試算したグラフで小学校分です。グラフの一番左が２５０円、中のグラフは平成２０年度からの物価上昇率１０．３２％増の副食とした場合１人当たり２７４．９０円、さらに消費税８％で積算すれば２８２．７６円ですが、２７０円に押さえることにしたものです。
　次の５ページグラフ３は中学校で、一番右側の消費税８％で試算すれば、本来は３１６．８９円ですが、３００円に抑えることとしたものです。
　少し飛びまして、８ページの学校給食単価の低い順と高い順です。２５年４月現在で、小学校の低い順では大仙市は４位で中学校は２位、高い順では、小学校で一番高いのが大館市で２８３円、３位の仙北市は２７５円、５位は美郷町となっています。中学校では一番高い八郎潟と井川町が３２５円、５位が仙北市で３１０円であります。
　国では、平成２７年１０月に消費税１０％にするという計画がありますが、今年４月以降の経済状況等を判断材料とすることになっていますので、もしも１０％に決まった場合でも、給食費を上げないで今回の引上げの額でいきたいと考えております。
　なお、これらのことについては昨年の１２月２０日に学校給食センター運営委員会においても説明しており、御了承いただきましたことを御報告いたします。
　以上御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

物部委員長
　ただいまの説明について、委員の皆様から御質問等ございませんか。

富樫委員
　２０円値上がりすると年間にすると、どれくらいの金額になりますか。

学校給食総合センター所長

年間１９０食ですので、３，８００円上がることになります。給食費の納期は１０期です。

富樫委員
これからいろいろな物が値上がりしても、これでやっていけるという見通しですか。

学校給食総合センター所長
そうです。

物部委員長
このデータは独自のものですか。それとも、他市町どこでも作っているものですか。

学校給食総合センター所長
これは、栄養士さん方が作っている毎月あるいは毎年度蓄積しているデータと、県の給食会からいただいたデータを基に、整理して作成いたしました。

伊藤委員
給食の内容を同一にしても、２０円アップだけで対応できるのですか。

学校給食総合センター所長
全国的にそうなのですが、学校給食食材にはできるだけ外国産は使わないことにして、地場産の食材を積極的に取り入れることにしています。本市でも協和のたねっこなどを活用しながら積極的に利用していますが、その分価格は高くなります。今回、栄養士さん方とも十分相談して計算しております。

伊藤委員
消費税が上がるときは、便乗値上げということもありますが、３パーセント上がるということは５％も上がるだろうというような予測をするのですが、その場合も大丈夫なのですか。

学校給食総合センター所長
はい、この単価で乗り切りたいと考えています。

富樫委員
今回の値上げは、消費税率アップということよりも、地場産食材の積極的な使用ということに重点を置いたと考えれば、納得できますし説明がつくと思います。

学校給食総合センター所長
おっしゃるとおりであります。よろしくお願いします。

物部委員長
　よろしいでしょうか。
　それでは、議案第２号大仙市学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定については、説明のとおり制定することといたします。
　次に付議案件の３番、４番、５番は関連事項でありますので、一括して審議をいたします。
　それでは、議案第３号大仙市立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、議案第４号大仙市立小中学校事務共同実施組織運営規程の制定について、議案第５号大仙市立小中学校事務共同実施推進協議会設置要綱の制定についてを、教育指導課長、お願いします。

教育指導課長
　それでは、議案第３号大仙市立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、議案第４号大仙市立小中学校事務共同実施組織運営規程の制定について及び議案第５号大仙市立小中学校事務共同実施推進協議会設置要綱の制定について、一括して御説明申し上げます。会議資料の１９ページから３０ページまでとなります。
　これらの議案は、市内の小中学校において、学校事務の共同実施に取り組むため、規則の所要の一部改正を行うとともに、必要な規程を新たに制定するものです。
　現在、各校には学校規模に応じ１人又は２人の事務職員が配置され、その学校の事務を専門に行っていますが、「学校事務の共同実施」とは、事務職員に本務校のほか、それ以外の学校も兼務させ、これらの関係する学校の事務職員が共同で関係校の事務処理を行うことをいうものです。
　本市では、市内の小中学校３２校を６グループに分け、共同実施を進めていきたいと考えております。共同実施を行うメリットといたしましては、共同実施グループ間の学校事務職員相互のチェック機能が強化され、より適正な事務処理が期待されます。また、これまで教員が行っていた事務についても、今後、学校事務職員が処理することにより、教員が児童生徒に向き合うより多くの時間を確保でき、本市の学校教育の質の向上に資すると考えております。
　それでは、それぞれの議案の内容について、順に御説明いたします。
　はじめに、議案第３号大仙市立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定についてですが、これについては２０ページですが、資料ナンバー６の新旧対照表で御説明いたします。新旧対照表のページを御覧ください。
　改正内容についてですが、この規則中に新たな第２３条を設け、学校事務共同実施グループを置き、そのグループごとにグループリーダーを置くこととする根拠を規定するとともに、グループリーダーに関する基本的事項を規定するものです。また、新たな第２３条を設けることに伴い、改正前の第２３条以下を１条ずつ繰り下げ、所要の文言整理を行うものであります。
　次に、議案第４号大仙市立小中学校事務共同実施組織運営規程の制定について御説明いたします。今度は、会議資料の２２ページを御覧ください。
　本案は、ただいま御説明いたしました改正後の大仙市立小中学校管理規則第２３条第４

項の規定により、学校事務共同組織の組織や運営に関し、細部の具体的な事項を定めるため、新たに運営規程を制定するものであります。

主な内容ですが、第２条に共同実施グループの拠点となる学校や連携校の編成方法について、また、共同実施グループの学校事務職員の役職やその役割、更にはグループの拠点校の校長は、そのグループを総括することなどを定めております。

第３条以下は、学校事務の職員が具体的に行う業務について定めております。

次に、議案第５号大仙市立小中学校事務共同実施推進協議会設置要綱の制定について御説明いたします。会議資料２９から３０ページを御覧ください。

本案は、学校事務共同実施を円滑に進めるため、大仙市立学校事務共同推進協議会を置くこととする設置要綱を新たに制定するものであります。

主な内容ですが、第２条にこの協議会が協議する三つの事項を規定しております。一つ目は共同実施グループの編成及び事務の内容に関すること、二つ目は共同実施の課題の抽出及び改善策に関すること、三つ目はその他共同実施に関することとしております。第３条には、協議会は教育委員会から意見を求められたとき、又は共同実施に関し改善等が必要と認めたときは教育委員会に意見を述べることができる旨を規定しております。第４条には委員となるメンバーに関する事項を、第５条には会長及び副会長に関する事項を、第６条には会議の招集者及び議長に関する事項を、第７条には協議会の庶務は教育指導課が処理することとする事項を、第８条には補則を規定しております。

これらの規則及び訓令は、いずれも平成２６年４月１日から施行することとしております。

これまで、市内の学校事務研究会の幹部と、大仙市校長会とも協議をしながら進めております。校長会からも御理解をいただき、学校事務としては、今行っていることを制度として扱っていただくことは大変ありがたく、是非取り組んでいただきたいと言われておりました。このようなことを踏まえまして、本日ここに提案させていただきました。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

物部委員長

ただいまの御説明について、委員の皆様から御質問等ございませんか。

伊藤委員

おそらく、近隣の学校が３つか５つのグループになろうかと思いますが、学校事務はなかなか煩雑でありまして、各学校の違いをそう簡単には統一できないだろうし、突然ほかの学校の書類をと言われても簡単ではないでしょう。その辺のことを前もって把握する必要がありますね。

教育指導課長

おっしゃるとおりです。現在、学校事務研究会がありまして、それぞれの仕事の情報交換をしておりまして、同じ仕事を、同じ書類を使って、同じようにやりましょうという申し合わせのもとで動いてまいりまして、これまでの蓄積もあります。ただいまの御助言を

踏まえまして、今後も補い合いながら取り組んでまいります。

教育指導部長
　今課長の申したとおりですが、定期的なグループ会議を開くという規定もありますので、その中で、お互いに今月又は来月の見通しというようなことを話し合っております。
グループ編成ですが、太田地域については県の事務センター化というものが先行実施されており、太田地域の４小中学校は既にセンター化しておりますので、グループ編成からは外しております。ただ仙北地域とは近いので、協議等には一緒に参加していくということであります。これは、事務研究会で自分たちがやり易いということで、このようなやり方になりました。

物部委員長
　ずいぶん前から、事務のセンター化は言われてました。こういう規定が制定されることによって明文化され、組織がはっきりしてよろしいと思います。

三浦教育長
　グループリーダーが、全部の学校をちゃんとチェックするんですね。

教育指導部長
　各グループにグループリーダーがいて、グループリーダーがいる学校の校長が、責任を持つということになっています。

三浦教育長
　金銭も扱うことですから、複数で見ることは悪いことではないですね。

伊藤委員
　これは、全国的にもやられていますか。

教育指導部長
　先行している県もあるのですが、秋田県では２市だけです。県ではもっと進めたいと言っているのですが、様子見をしている市町村が多いようです。本市では、この方がいいと判断いたしました。

伊藤委員
　学校事務を含め、先生方を定期的に動かしてはいかがでしょうか。教科の掛け持ちをしたり、学校を掛け持ちしたりすることは、学校の活性化にも繋がりますし、もっと平均点が上がりますね。

物部委員長
　ほかに、ございませんか。

それでは、議案第３号大仙市立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定については、説明のとおり改正することといたします。

それに伴いまして、議案第４号大仙市立小中学校事務共同実施組織運営規程の制定については説明のとおり制定することといたします。

議案第５号大仙市立小中学校事務共同実施推進協議会設置要綱の制定については、説明のとおり、要綱を制定することといたします。

次第の５番その他について、教育総務課長、お願いします。

教育総務課長

２月の定例会の日程でございますが、３月議会が２月２４日第１日目に予定されておりますので、その前の週の１７日月曜日、午後２時からこの場所でお願いします。

物部委員長

委員の皆様、よろしいでしょうか。

ほかに、ございませんか。

大変な大雪という状況でございます。またノロウイルス、インフルエンザなど心配の尽きない状況でありますが、どうぞ皆様、万全を期していただきますようお願い申し上げて平成２６年の第１回目の、定例教育委員会を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。

閉会時間　午後３時３３分